

只見線魅力発信業務委託仕様書

第1 事業の目的

只見線の魅力や地元の取組を発信する只見線ガイドブック及び只見線応援団通信を発行し、只見線の魅力発信を行う。

第2 現在の仕様及び活用方法

1 只見線ガイドブック

(1) 仕様

- ア サイズ 日本工業規格 A 4 版
- イ 用紙 マットコート紙 表紙 70.5kg・本文 44.5kg
- ウ 色 フルカラー
- エ ページ数 32 ページ中綴じ（表紙、裏表紙含む）

(2) 活用方法

只見線を紹介する際のツール・旅前情報を取得するためのツール・只見線を認知するためのツールとして、只見線各駅、観光施設、商業施設での配布やイベント等での配布、個別希望者への随時配布を行う。

只見線ガイドブックの読者は国内シニア層が中心だが、全世代に対し配布を行い活用を行っている。

2 只見線応援団通信

(1) 仕様

- ア 種類 2 種類（9 月、3 月を目安に年 2 回発行）
- イ サイズ 日本工業規格 A 4 判
- ウ 用紙 コート紙 90kg
- エ 色 フルカラー
- オ ページ数 各 2 ページ（両面印刷）

(2) 活用方法

只見線の利活用事業や沿線地域のイベント等について広く周知し、只見線の利活用及び地域への誘客促進を図ることを目的に、只見線応援団会員のうち応援団通信の送付を希望する会員に対して、9 月と 3 月の年 2 回送付を行っている。

第3 委託する事業の内容

1 只見線ガイドブックについて

(1) 改訂

現行の只見線ガイドブックについて、課題と分析を行い、改訂を行うこと。なお、改訂の内容については、第2 1 (2) での活用方法を想定し、提案すること。

実際に行う改訂については、委託者と協議の上決定をするものとするが、協議は複数回実施し、都度協議後にデザインを提示すること。協議には 2 か月の期間を要するものとして積算すること。

(2) 印刷

改訂したガイドブックについて、以下の仕様にに基づき印刷を行うこと。

- ア サイズ 日本工業規格 A 4 版
- イ 用紙 提案要素とする
- ウ 色 フルカラー
- エ ページ数 32 ページ中綴じ（表紙、裏表紙含む）
ただし改訂提案内容に応じ変更可能とする
- オ 印刷数量 5 万部以上

(3) 発送

印刷を行った只見線ガイドブックのうち、約 1 万 5 千部を委託者が指定する関係施設（県事務所、市町村、観光協会など）約 35 か所に納品すること。

また、約 2 万部を県内外の駅や観光施設、旅行代理店など、只見線の魅力を効果的に訴求できる施設等に納品の可否、可能量を確認のうえ納品すること。

残数については、任意場所に保管し、送付依頼があれば随時指定箇所に納品すること。送付依頼は随時委託者が行うものとし、送付先、部数を指定し受託者に提示する。

随時送付後の残数については、委託者が指定する箇所へ一括で納品すること。

(4) 電子データの納品

制作した只見線ガイドブックの電子データについては、完成後速やかに委託者へ納品すること。

2 只見線応援団通信について

(1) 作成

只見線の利活用事業や沿線地域のイベント等について広く周知し、只見線応援団会員の満足度向上、誘客を目的とし、見線応援団通信を作成すること。掲載する内容については、提案要素とする。なお、応援団通信を活用し、会員満足向上に資する企画を実施する場合は併せて提案することとし、企画に係る費用は本事業費より捻出すること。

(2) 印刷

作成した応援団通信について、以下の仕様にに基づき印刷を行うこと。

- ア 種類 2 種類（9 月、3 月を目安に年 2 回発行）
- イ サイズ 日本工業規格 A 4 判
- ウ 用紙 提案要素とする
- エ 色 フルカラー
- オ ページ数 各 2 ページ以上（両面印刷）

(3) 発送

只見線応援団通信の送付を希望する会員に対して、年 2 回発送すること。発送時期は 9 月と 3 月を目安とし、送付数は 4,300 部として積算すること。只見線応援団会員の住所、氏名等は委託者が提供する。

(4) 電子データの納品

制作した只見線応援団通信の電子データについては、完成後速やかに委託者へ納品すること。

3 只見線応援団会員証について

只見線応援団会員に加入した方へ、会員証を送付するため以下の業務を実施すること。

(1) 印刷

以下の仕様にに基づき印刷を行うこと。なお、会員証のデータは委託者が提供する。

- ア サイズ カードサイズ (天地 85.6 mm×54 mm 厚み 0.25 mm 角丸)
- イ 材質 PET 樹脂 (ポリエチレンテレフタレート樹脂)
- ウ 色 フルカラー
- エ 印刷数量 500部

(2) 納品

印刷した会員証について、委託者が指定する箇所へ一括で納品すること。

第4 提供可能物

事業を実施するにあたり、以下のデータが提供可能である。

- 1 現行の只見線ガイドブック・応援団通信の pdf データ
 - ・掲載記事・取材文について準用することが可能。
 - ・画像元データについて原則提供可能だが、一部提供できない画像あり。
 - ・デザインについて一部改変しての使用等は不可。
- 2 只見線沿線の写真・画像
 - ・委託者が所有する写真・画像については提供可能。

第5 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない

- 1 印刷物等には他者の著作権その他の権利が及ぶ素材の使用を避けること。
- 2 使用する画像・デザインは県が二次利用できるものとする。
- 2 年間を通して行われるすべての運営事業について委託者と協議を行い、進捗状況について定期的に委託者に報告すること。また、委託者または受託者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。
- 3 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- 4 事業実施にあたり必要な事業の一切を行うこと。
- 5 制作物に「令和7年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業」と表記すること。

第 6 提出書類

	書類名	提出期限
1	着手届【様式 1－1】	事業着手後 7 日以内
2	責任者等届【様式 1－2】	事業着手後 7 日以内
3	完了届【様式 3－1】	事業完了後 7 日以内
4	実績報告書【様式 3－2】 収支決算書【様式 3－3】	事業完了後 15 日以内かつ令和 8 年 3 月 31 日以前
5	その他必要と認められるもの	委託者が指定する日